



# 長岡京市地域生活支援事業 移動支援 請求方法等ガイドライン

---

長岡京市 健康福祉部障がい福祉課

※報酬算定方法については、令和3年4月提供分より適用します

# 事業者登録について

# 事業者登録について

「事業者登録」により、長岡京市地域生活支援事業 移動支援の提供・請求が可能になります。必要書類は市HPからダウンロード可能です。

紙媒体の場合は障がい福祉課窓口にてお渡しできます。

必要書類は以下のとおりです。

- **事業者みなし登録届出票**
- **銀行口座振込依頼書**
- **都道府県または政令市等による指定居宅介護事業所者指定通知の写し※**

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく

# 事業者登録について

「事業者登録」が完了しましたら、請求様式等をメール送付します。

メールアドレスが無い場合はFAXまたは郵送等で送付しますが、量が多いため、なるべくメールでのご対応をお願いします。

請求様式等は以下のとおりです。

- **契約内容報告書（新規、変更、終了時のみ）**
- **請求書**
- **明細書**
- **実績記録票**
- **サービスコード一覧表**

# 請求・支払の流れ

## 事業者

① 請求書類作成

提供翌月10日頃

② 請求

④ 訂正等依頼

⑤ 再提出

⑧ 指定口座入金

請求翌月10日頃

## 長岡京市

③ 審査

⑥ 再審査

⑦ 支払

- **地域生活支援給付 請求書（原本）**
- **地域生活支援給付 明細書（原本）**
- **移動支援サービス提供実績記録票（写）**
- **その他市が求める資料（指示があった場合のみ）**

# 請求書類の提出について

- 請求書類の提出期限は、サービス提供月の翌月10日までです。（ただし、10日が土日祝日の場合はその翌平日）
- 請求書類に不備があった場合は、訂正等を依頼します。訂正等により支払処理が遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。



# 報酬算定の考え方

1. 移動支援における時間帯（10頁～）
2. 一つの時間帯での提供の場合（11頁～）
3. 複数の時間帯をまたぐ提供の場合（12頁～）
4. 2時間ルールについて（18頁）
5. そのほかの考え方（19頁～）

# 1. 移動支援における時間帯



■ 早朝(6:00~8:00)

■ 日中(8:00~18:00)

■ 夜間(18:00~22:00)

■ 深夜 (22:00~6:00)

## 2. 一つの時間帯での提供の場合

- 必要となるコード：**単一コード**

(例) 身体介護ありの場合

9:00

12:00

3 時間

- 使用するコード：**身体日3.0**

# 3. 複数の時間帯をまたぐ提供の場合

- 必要となるコード：合成コード、増コード
- 複数の時間帯をまたぐ場合の3つの算定パターン
  - ①合成コードのみ
  - ②合成コード+増コード
  - ③単一コード+増コード

# 合成コードについて

合成コードとは複数の時間帯をまたいで提供した際に使用するコードです。

合成コードには、次のように上限があり、それ以上の提供時間の場合には増コードを追加で用います。

- 身体介護あり

→複数の時間帯の提供時間数を合計して3時間

- 身体介護なし

→複数の時間帯の提供時間数を合計して1.5時間

# ①合成コードのみ

(例) 身体介護あり (16:00~19:00までの3時間提供) の場合



- 使用するコード：**身体日2.0・夜1.0**

## ②合成コード+増コード

(例) 身体介護あり (16:00~20:00までの4時間提供) の場合



- 使用するコード① : **身体日2.0・夜1.0**
- 使用するコード② : **身体夜増1.0**

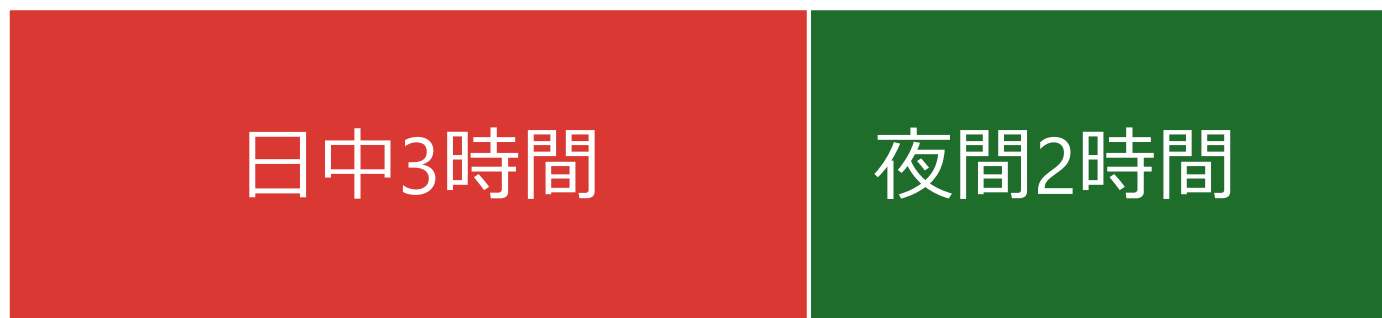
### ③ 単一コード+増コード

(例) 身体介護あり (15:00~20:00までの5時間提供) の場合

15:00

18:00

20:00



- 使用するコード① : **身体日3.0**
- 使用するコード② : **身体夜増2.0**



# 請求コード選択フローチャート

※合成コードの上限時間（13頁参照）

・身体介護あり

→複数の時間帯の提供時間数を合計して**3時間**

・身体介護なし

→複数の時間帯の提供時間数を合計して**1.5時間**

※時間帯（10頁参照）



■ 早朝(6:00~8:00)

■ 日中(8:00~18:00)

■ 夜間(18:00~22:00)

■ 深夜(22:00~6:00)

サービス提供時間が  
時間帯※をまたぐか

またぐ

またがない

合成コードの  
上限時間※内の提供か

上限時間内

上限を超える

上限までの提供時間  
が時間帯をまたぐか

またぐ

またがない

合成コードのみ

合成コード  
+  
増コード

単一コード  
+  
増コード

単一コードのみ

# 4. 2時間未満ルールについて

## 2時間未満ルール

同一日に複数回のサービス提供があり、その間隔が2時間未満の場合は合算した時間に基づいたコードを使用します。

(例) 身体介護ありの場合

1日 (月曜日) 10:00~12:00 ~~身体日2.0~~

1日 (月曜日) 13:00~16:00 ~~身体日3.0~~

● 使用するコード：**身体日5.0**

# 5. そのほかの考え方

## 提供時間が「30分以上1時間未満」等の場合（身体介護あり）

30分毎の算定時間のうち、提供時間が半分（15分以上）を超えていれば、高い方の算定単位で算定します。

（なお、最初の30分については、15分を超えない場合でも30分の算定単位で算定します。）  
（※令和3年4月提供分より適用。）

（例）身体介護あり（12:30～13:45までの1時間15分提供）の場合

- 使用するコード：**身体日1.5**

（例）身体介護あり（12:30～14:15までの1時間45分提供）の場合

- 使用するコード：**身体日2.0**

# 5. そのほかの考え方

## 提供時間が「30分以上45分未満」等の場合（身体介護なし）

15分毎の算定時間のうち、提供時間が半分（8分以上）を超えていれば、高い方の算定単位で算定します。

提供時間： 38分以上⇒45分の算定単位で算定

提供時間： 53分以上⇒1時間の算定単位で算定

提供時間：1時間 8分以上⇒1時間15分の算定単位で算定

提供時間：1時間23分以上⇒1時間30分の算定単位で算定

（なお、最初の30分については、15分を超えない場合でも30分の算定単位で算定します。）  
（※令和3年4月提供分より適用。）

（例）身体介護なし（12:30～13:38までの1時間8分提供）の場合

- 使用するコード：身体日1.25

## 6. そのほかの考え方

### 時間帯をまたぎ、それぞれの提供時間が30分未満の場合

30分の内、占める割合の大きいほうの時間帯で算定します。また、占める割合が同じ場合は早いほうの時間帯で算定します。身体介護なしの場合も同様に30分→15分と読み替えて算定します。

(例) 身体介護あり (17:50~18:20までの30分提供) の場合

- 使用するコード：**身体夜0.5**

(例) 身体介護あり (17:45~18:15までの30分提供) の場合

- 使用するコード：**身体日0.5**

## 6. そのほかの考え方

### 受給者証上の決定支給量と契約支給量・サービス提供量の関係について

複数の事業者からサービス提供を受けている場合、受給者証上の決定支給量の範囲内において、それぞれの事業者と契約を締結します。

利用者、事業者等の都合により予定（契約）より少ない利用となった場合、そのほかの事業者において決定支給量の範囲内で、契約支給量を超えてサービス提供を受けることができます。

利用者や保護者、関係事業者、長岡京市等に確認しながら、**合計のサービス提供量が決定支給量を超えないように調整・管理して提供・請求**をしてください。

**最後までご覧いただき、ありがとうございます。**

請求についてご不明な点がありましたら、長岡京市障がい福祉課社会参加支援係までお問い合わせください。

**【直通電話（FAX）】**

075-955-9549      (075-952-0001)

**【メールアドレス】**

[syougaifukushi@city.nagaokakyo.lg.jp](mailto:syougaifukushi@city.nagaokakyo.lg.jp)